

平成27年度事業計画書

社会福祉法人
富里市社会福祉協議会

目 次

基本方針.....	2
社会福祉事業	
1. 法人運営事業.....	3
2. 地域福祉活動推進事業.....	4
3. ボランティアセンター運営事業.....	5
4. 共同募金配分金事業.....	5
5. 在宅福祉事業.....	7
6. 受託事業.....	7
7. 貸付事業.....	9
8. 自立支援事業.....	10
9. 介護保険事業.....	10
公益事業	
10. 介護保険事業.....	10
11. 福祉センター管理運営事業.....	11
12. 受託事業.....	11
その他の事業	
13. 共同募金活動.....	12

平成27年度 社会福祉法人富里市社会福祉協議会事業計画

○基本方針

近年では富里市でも高齢化、核家族化、コミュニティ意識の希薄化などにより、高齢者や障がい者に限らずさまざまな福祉的ニーズが増加しています。また、大きな災害にも備えていかなければなりません。その為には、社会福祉協議会が推進している「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」が欠かせないものであると考えます。

子ども子育て支援新制度のもと、富里市でも今年度から「子ども子育て支援事業計画」が策定され実施されます。富里市社会福祉協議会としては、ファミリーサポートセンターの更なる充実と、地区社会福祉協議会が行う子育て支援事業への協力支援を強化し、地域で支える子育てを目指します。また、「高齢者地域コミュニティ形成事業」も3年目を迎え地域に定着しつつありますので、本年も引き続き地区社会福祉協議会を中心とした地域の特色を活かしたコミュニティづくりを推進していきます。災害に対しての取組みとして、昨年度よりボランティアセンターで災害の基礎知識を高めようと講習会を開催しています。さらに広報活動では、地域活動への住民参加を促すためホームページや広報を積極的に活用し、魅力ある情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業をはじめ相談業務が事業展開においては重要なこととなりますので、職員の資質向上に努め相談業務の充実を図り、さまざまな生活上の悩みや問題の解決の手助けができるよう努めます。さらに、福祉ニーズの把握に努め新たなサービス展開へ繋がるよう工夫してまいります。

財政面では、昨年度に引き続き補助金や委託金は厳しい状況です。自主財源である会費や共同募金の理解、協力につながるよう、広報紙等を活用するなどして本会事業の積極的なPRに取り組んでまいります。一方限りある資金を有効に活用するため各事業の課題を整理、検討してまいります。

○重点目標

(1) ふれあい・支え合い活動が実践できる環境づくり

地域で活躍するボランティア等を育成するため、本年度はボランティア基礎講座や、子育て支援スタッフ講座を開催する。

(2) 安心・安全な暮らしを守る支援

高齢者コミュニティ事業の充実をはかり、地域での見守り活動を支援する。

(3) 地域福祉推進体制の強化

定期的に地区社協の会長会議を開き、情報の共有に努める。

(4) 多様な福祉サービスの充実

介護保険制度の見直しに伴う新たな福祉ニーズの把握と対策を検討する。

社会福祉事業

1. 法人運営事業

(総事業費：27,636千円)

(1) 会務の運営

①理事会及び評議員会の開催 《予算、決算、事業計画等の審議他》

②監査の実施

監事による監査 年1回 《決算書等の監査》

内部監査 年4回 《試算表等の監査》

(2) 会員及び会費

地域福祉事業を推進するため、会員の募集及び会費収入は大変重要です。6月から7月の推進期間を中心に、区長会を通して一般会費の納入を依頼するとともに、広報紙等で社会福祉協議会の活動や会費の重要性を分かりやすくPRし広く会員の募集をする。

①一般会員

会費（一口）	支部	加入世帯数
500円	107	11,800

②賛助会費

会費（一口）	会員数	口数
3,000円	120	125

③団体会費

会費（一口）	会員数	口数
5,000円	35	70

(3) 寄付金品の受入

寄付者の意向を確認し、一般寄付については福祉基金への積立をし、指定寄付については運用資金への積立をするとともに、必要に応じ事業活動に有効活用する。また、寄付物品については、貸出用として活用するなど適切に運用していく。

(4) マイクロバス貸出

福祉団体等の研修、または福祉目的の活動を推進することを目的にマイクロバスの貸出を行う。

利用期間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

利用時間：8時30分～17時

運行範囲：千葉県内

定 員：15名＋補助イス5名＋車イス2台(2名)

(5) 職員の資質向上

組織の力を高めていくために、職員の専門的な知識や資質の向上を図る。

県社協をはじめ、様々な機関で開催される研修等に積極的に参加する。また、社会福祉に関する情報収集等に努める。

2. 地域福祉活動推進事業

(総事業費：8,422千円)

(1) 心配ごと相談事業

心配ごと相談所は、市民の生活上の悩みごとや心配ごとをもった方々の相談に応じ、個々の問題について適切な助言や指導にあたり、明るい家庭生活に導き地域福祉の向上を図ることを目的とする。

日時：毎週火曜日 10時～14時30分まで(月1回は人権・行政との合同相談)

場所：富里市福祉センター2階 相談室

(2) 団体活動助成事業

地域ぐるみ福祉振興基金の助成をうけ、民間の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉活動の基盤を整えるためボランティア団体等への助成をする。

(3) 地区社会福祉協議会

小学校区を単位とした8地区社協の小地域における地域福祉活動の充実、育成を図るために事業運営費を助成するとともに、高齢者の交流会や子育て支援などの活動に対する相談等に応じ支援する。また、地域の特性などをよく理解し、地域住民が中心となり活動が充実するよう支援する。

地区社会福祉協議会の活動等について、ホームページや広報等で広くPRし、参加者を増やす工夫をする。

(4) 地域ぐるみネットワーク事業

①富里市福祉まつりの開催

出会い・交流の場として、また福祉のPRの場として幅広い人々が安心して参加し、身近な福祉と地域福祉の活性化につなげることを目的として開催する。

福祉の向上に功労のあった個人または、団体に対しその功績をたたえるため表彰状お

よび感謝状を贈呈する。

②福祉のまちづくり推進ポスター、標語の募集

福祉への関心を深めてもらうことを目的とし、市内小・中・高・特別支援学校に呼びかけ、福祉のまちづくり推進を目的としたポスター、標語の募集を行う。

3. ボランティアセンター運営事業

(総事業費：2,593千円)

市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と連帯を図ることを目的にボランティアセンターの積極的な運営に取り組む。

(1) ボランティアコーディネーターの設置

ボランティア活動の相談、登録、斡旋、広報活動などを行うためボランティアコーディネーターを置く。また、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険への加入を勧める。

開設日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

開設時間：8時30分～17時15分

(2) 講習会の開催

地域福祉の担い手であるボランティアの育成等を目的とし、各種講習会を開催する。

開催予定講座：傾聴ボランティア講座・子育て支援応援講座・音訳ボランティア講座・災害ボランティア講座・ボランティア入門講座

4. 共同募金配分金事業

(総事業費：5,883千円)

(1) 高齢者交流ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会の開催

共同募金配分金事業の一環として市内に居住する高齢者、障がい者の方を対象に健康増進のための運動を目的に、ゲートボール競技を通じて交流を図る。

また、富里市グラウンドゴルフ大会を開催し、スポーツを通して高齢者等とのふれあいや親睦を図り健康増進に努める。

(2) 給食サービス事業

在宅福祉事業の一環として市内に居住するひとり暮らし高齢者を対象に食事を提供することにより、健康状態の把握や安否確認を行い、万一の事態を事前に把握処理するとともに、日常生活上のよき話し相手となり社会的孤独感を和らげ、福祉の充実を図る。

毎月第2、第3木曜日を実施日とし福祉センター調理室を利用し、栄養士の指導、献立によりボランティアが調理し、配食ボランティアが利用者宅へ届ける。

(3) 災害見舞金の支給・応急援護費交付事業

①災害見舞金

災害(火災及び風水害等の非常災害)が発生したとき機を失せず被災者に対して見舞い、心身の安定、慰めと更生意欲とを助長し、助け合いの精神の高揚を図る。

②応急援護

富里市における市民並びに本市を通過する旅行者で、福祉に関する法律の適用に該当することなく、早急に援護を必要とするものを救済する。

(4) 広報活動事業

市社会福祉協議会の情報紙として広報紙「社協のふくし さ さ え 愛」を発行することにより市民への福祉情報提供や福祉サービス、福祉制度をお知らせする。また、ホームページを活用し、より一層の情報提供に努め、社会福祉協議会のPRにもつなげていく。

発行予定 年3回(6月・10月・3月)

(5) 福祉団体等助成事業

富里市内の福祉活動団体等及び民間福祉施設に助成金を交付し、地域福祉活動の促進を図る。

(6) 歳末たすけあい配分事業

共同募金運動(社会福祉法112条)の一環として、歳末たすけあい運動を展開し本年度に募った募金の実績額を配分し、地域住民やボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設、地区社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるように、歳末慰問事業と地域ふれあい事業を実施する。

5. 在宅福祉事業

(総事業費：3,713千円)

(1) 福祉機器貸出事業

福祉用具の貸出を一時的に行うことで、生活の向上が図られる市民を対象に、原則3ヶ月を期限とし無料で介護用ベッド及び車椅子の貸出を行う。なお、公的制度の対象となる方は制度を優先する。また、福祉教育等の体験学習などにも積極的に貸出をする。

6. 受託事業

(総事業費：25,867千円)

(1) 障害者等生活サポート事業

介護給付支援決定者(障害者総合支援法)以外の方で、日常生活に関する支援が必要と認められた利用者が、在宅で自立した日常生活を営むことができるようにホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護を行う。また、関係機関との連携を図り、利用者の心身の状況に合わせた支援ができるよう努める。

サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

サービス提供時間：8時30分～17時15分

(2) 移送サービス事業

在宅の要介護、要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者を対象に外出支援サービスを提供することにより、社会参加の促進、健康の増進及び家族の介護支援を図る。

利用目的：医療機関、官公庁、福祉施設、金融機関等への送迎

運行範囲：市内及び近隣市町とし片道20km以内

運行日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

運行時間：9時～16時

利用回数：一人月4回まで

利用料金：課税世帯 片道400円 非課税世帯 片道200円

(3) 生きがいデイサービス事業

介護予防の一環として「生きがいデイサービス」を実施。高齢者の社会参加や自立的な生活の促進をすることで要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきとした生活を送るため、生活指導・日常動作訓練・健康チェック・レクリエーション等を行う。

実施日：中部（毎月第1．第3水曜日）北部（毎月第2．第4金曜日）

開催時間：10時～15時

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者等

（4）相談支援事業

①障害者相談支援事業

心身に障害のある方やその家族の方からの相談に応じ必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用援助を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行うことにより地域で安心して暮らせるよう、また自立した生活を営むことができるように支援する。また、相談支援事業を効果的に実施するために自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関との連携、社会資源の開発・改善を図る。

②指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

福祉サービスを利用する方々の「サービス等利用計画」を作成する。また計画を一緒に立てる事でサービスをスムーズに利用できるよう情報提供や、調整等の支援を行う。

（5）介護予防事業（富里市介護予防出前講座実施要領・委託契約書に基づく）

高齢者等が介護予防について理解を深めるとともに自主的な取り組みができるよう、地区社会福祉協議会・シルバークラブ等の申請に応じて本会が講師等の手配を行い講習会を開催し、介護予防に関する情報提供を行う。

（6）高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付事業

高齢者及び障がい者の方の世帯に対して住宅改造等の資金を貸付け、自立意欲の高揚と介護者の負担軽減を図り、居住生活を支援する。

（7）生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。

また、償還が滞っている世帯に対しては、生活状況の把握に努め、家計の見直しをはじめとする生活相談を行い償還につながるよう支援していく。

（8）臨時特例つなぎ資金貸付事業

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し

付けることにより、その自立を支援する。

(9) 日常生活自立支援事業

千葉県社会福祉協議会の受託事業として、富里市内に居住し日常生活を送る上で、判断能力の十分でない高齢者や障がい者が、地域で安心して生活できるよう、必要な福祉サービス利用援助や金銭管理を利用する方との契約により行う。

〈サービス内容〉

①福祉サービス利用援助

各種福祉サービスを利用したり、やめるために必要な情報提供や、手続きをする。

②財産管理サービス

医療費や税金、公共料金等の支払いのお手伝いや、預金から生活に必要な費用の払出しのお手伝いをする。

③財産保全サービス

年金証書や預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類、実印、銀行印など大切なものを、銀行の貸金庫で保管する。

(10) 高齢者地域コミュニティ形成事業

小学校区を単位とした8地区社会福祉協議会と連携協力のもと、市内在住の高齢者に対し、多年にわたり社会に尽くされたことに感謝するとともに、孤独を防ぎ、心身の健康

を保持し、住み慣れた地域で安心して日常生活が営めるよう地域コミュニティの形成に向けた事業を行う事を目的とし、各地区での敬老行事をはじめ、健康増進や生きがいづくり、地域交流等の事業展開をはかる。

ふくし寄席交流会も引き続き8地区共同開催で行い、その機会に情報交換や地域住民のニーズを把握し、更なる高齢者福祉の活性化を目指す。

7. 貸付事業

(総事業費：1,000千円)

(1) 小口資金貸付事業

富里市内で生活保護の見通しがつきながら、間に合わない場合のつなぎ資金として、一時的に融通し、健全な家庭に立ち直らせることを目的に5万円を限度として貸付を行う。

8. 自立支援事業

(総事業費：12,414千円)

(1) 障害者福祉サービス事業

介護給付支援決定者・児(障害者総合支援法)が在宅で自立した日常生活を営むことができるようにホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護の支援を行う。また、関係機関との連携を図り利用者の心身の状況に合わせた支援ができるよう努める。

サービス提供日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

サービス提供時間：8時30分～19時

9. 介護保険事業

(総事業費：8,556千円)

(1) 訪問介護事業

要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の認定を受けた方が在宅で自立した日常生活を営むことができるようにホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介護の支援を行う。また、関係機関との連携を図り利用者の心身の状況に合わせた支援ができるよう努める。

サービス提供日：月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

サービス提供時間：8時30分～19時

公益事業

10. 介護保険事業

(総事業費：7,012千円)

(1) 居宅介護支援事業

要介護状態にある高齢者等から介護サービス計画の作成依頼を受け、保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう連絡調整を行う。事業の実施にあたっては、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、公平・中立な立場で利用者へ支援を行う。

サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

サービス提供時間：8時30分～17時15分

11. 福祉センター管理運営事業

(総事業費：15,218千円)

富里市地域福祉センター及び富里市老人福祉センターの管理に関する基本協定書により市と指定管理契約を交わし、公の施設として適正な管理・経営を実施し、富里市社会福祉協議会の特性を活かした運営に努める。

開館日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

開館時間：9時～17時

利用方法：事前申込が必要

老人福祉センターの利用促進と、高齢者の健康保持、生きがいづくり等高齢者福祉の増進を図るため、富里市シルバークラブ連合会及び富里市ゲートボール協会への支援を行う。また、福祉センターに事務所を置く社会福祉協議会が事務局を行うことでシルバークラブ連合会との協力体制を強化し、地域福祉の推進を目指す。

12. 受託事業

(総事業費：2,995千円)

(1) ファミリーサポートセンター事業

子育てに対する親の不安、負担の軽減・仕事との両立を地域住民と連携して支援することを目的とする。

〈実施内容〉

安心して子育てができるよう、子育ての援助ができる人と子育ての援助をしてほしい人で構成する会員組織とする。相互援助活動の連絡・調整や、会員の募集及び登録・研修会の開催等センターの運営にあたるため、アドバイザーを置く。それぞれの自発性と責任性を尊重するために有償制とする。

交流や事業のPRを行うため、サロンを年3回開催するとともに、各地区社協で行う子育て支援に協力する。

業務内容：会員の募集及び登録・説明会や研修会の開催

援助活動に係る指導及び相談や調整等

開設日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

開設時間：8時30分～17時15分

その他の事業

13. 共同募金活動

千葉県共同募金会富里市支会として、赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい募金運動を行う。

(1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）

厚生労働大臣の告示によって定められた期間において、千葉県共同募金会と協力して募金運動を展開する。戸別世帯、職場、学校、法人等に働きかけ広く募金運動を周知し地域福祉の推進への関心を高める。

(2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）

共同募金運動の一環として募金運動を行い、集められた募金は、歳末慰問事業、地域ふれあい事業に活用する。